静岡県告示第242号

静岡県薬物の濫用の防止に関する条例第15条第2項の規定に基づき、次の物質について、知事指定薬物としての指定が失効したので、告示する。

令和元年9月10日

静岡県知事 川勝平太

1 知事指定薬物の名称

物質名	適用年月日
N-フェニル-N-[1-(2-フェニルエチル) ピペリジンー4ーイル]シクロペンタンカルボキサミド及びその塩類(通称名 $Cyclopentyl fentanyl)$	令和元年9月8日
5 ーペンチルー2ー (2ーフェニルプロパンー2ーイル) ー1 Hーピリド[4, 3 ー b] インドールー1ーオン及びその塩類 (通称名 C U M Y L ー P E G A C L O N E)	令和元年9月8日
5-(5-7)ルオロペンチル) $-2-(2-7)$ ェニルプロパン $-2-7$ ル) -1 H ーピリド[4, 3-b]インドール -1 -オン及びその塩類(通称名 5 F $-$ C U M Y L $-$ P E G A C L O N E)	令和元年9月8日

2 指定の失効の理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第 15項に規定する指定薬物に指定されたため。